

就学援助制度の申請手引

申請方法 申請者（保護者）がお子様の就学する学校に、下記のものをご持参ください。

全員提出する書類

- ① **就学援助給付申請書**（様式第1号）
 ※兄弟姉妹がいる世帯においては、子どもごとに申請書の作成が必要です。
- ② **申請理由に応じた書類**・・・裏面参照
- ③ **申請者（保護者）名義の口座がわかるもの**（通帳又はキャッシュカード）の写し

該当する場合提出する書類

- ① **就学援助認定及び医療費援助事務に係る個人番号届出書**（様式第2号）
 ※1世帯あたり1枚で可。
 ※前年度までに提出済みの場合は提出不要です。
 ※ただし、世帯状況に変更（世帯構成の変更・転居等）があれば提出が必要です。
- ② **申請者（保護者）本人確認書類原本**・・・下記をご確認ください。
- ③ **委任状**（申請者本人に代わって代理の人が書類の提出を行う場合）

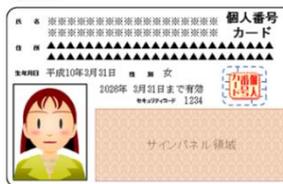
申請者（保護者）本人確認書類について

申請者（保護者）が申請手続を行う場合

○個人番号カードをお持ちの場合

個人番号カードのみ

（表面）



（裏面）



●個人番号カードをお持ちでない場合

下記のとおり、①個人番号の確認と②身元確認の書類が必要です。

①個人番号の確認	②身元確認 A または B
<p>いずれか1点</p> <p>◎通知カード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">通知カード</p> <p>個人番号 0123 4567 8901 氏名 番号花子</p> <p>住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地</p> <p>平成5年3月31日生 性別 女 発行 平成27年10月11日 ■■■市長</p> </div> <p>◎個人番号付の住民票謄本</p>	<p>A 官公署発行の顔写真付証明書（次の中から1点） 例：運転免許証，旅券（パスポート），身体障害者手帳，療育手帳，在留カード，特別永住者証明書，税理士証票，写真付き学生証，写真付き身分証明書など</p>
	<p>B 官公署等発行の顔写真なしの証明書（次の中から2点） 例：健康保険証，年金手帳，児童扶養手当証書，特別児童扶養手当証書，学生証，社員証，生活保護受給者証，印鑑登録証明書，戸籍の附票の写し，住民票の写し，住民票記載事項証明書，母子健康手帳など</p>

代理人が申請手続を行う場合

◎必要書類は、①本人の個人番号の確認書類、②代理人の身元確認書類、③代理権の確認書類です。※①・②は上記を参照ください。

③代理権の確認書類は

- ア 法定代理人の場合は、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類が必要です。
- イ 任意代理人の場合は、委任状が必要です。

受給対象者

原則として宇土市に住所を有し、宇土市立小学校又は中学校に就学（入学）する児童生徒の保護者で下記の事由に該当するもの（県立中等はお尋ねください。）

事由	添付書類（コピー可）
ア 生活保護の停止又は廃止	
イ 市町村民税の非課税（世帯全員）	
ウ 市町村民税の減免	
エ 個人事業税の減免	個人事業税減免通知書
オ 固定資産税の減免	固定資産税課税台帳
カ 国民年金掛金の減免（4分の1免除除く。）	国民年金保険料免除申請承認通知書等
キ 国民健康保険税の減免	国民健康保険税減免通知書
ク 児童扶養手当の受給	児童扶養手当証書（証書番号・有効期限が分かるようにコピーしてください。）
ケ 生活福祉資金による貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書
コ 特別な事情（失業・疾病等）による所得の減少又はその他の経済的な理由により生活が困窮しているため、子どもを就学させるのが困難な場合	所得審査に必要な関係書類の提出を求められています。

就学援助の内容 金額は令和3年度の年額です。変更になる場合があります。

援助の種類	小学校	中学校	内容・対象者
新入学児童生徒学用品費等	51,060円	60,000円	第1学年4月までの認定者のみ
学用品費	11,630円	22,730円	全学年対象
通学用品費	2,270円	2,270円	新入学児童生徒学用品費等受給者を除く
修学旅行費	交通費等の実費 上限 22,690円	交通費等の実費 上限 60,910円	修学旅行に参加した児童生徒 (※1)
通学費	実費 上限 40,020円	実費 上限 80,880円	公共の交通機関を利用する児童生徒で(児童)4km以上、(生徒)6km以上である場合
校外活動費	交通費・見学料等の実費 (限度額あり)	交通費・見学料等の実費 (限度額あり)	学校行事として実施され、これに参加した児童生徒 (※1)
学校給食費	実費	実費	全学年対象
医療費	実費	実費	学校保健安全法で定められた疾病保有者 (※2・3)
日本学生援護会 学用品費	460円	460円	4月までに認定された者

(※1) 修学旅行費・校外活動費は実施日までに認定されている場合のみ。

(※2) 学校保健安全法で定められた疾病・・・①トラコーマ及び結膜炎 ②白癬・疥癬及び膿疱疹
③中耳炎 ④アデノイド ⑤寄生虫病(虫卵含有を含む) ⑥慢性副鼻腔炎 ⑦むし歯

(※3) 医療費については、利用された医療機関へ市の教育委員会が直接支払います。